

追手門学院大学私費外国人留学生奨学金規程

1994年2月21日

制定

(目的)

第1条 この規程は、追手門学院大学の学部及び大学院の正規課程に在学する私費外国人留学生で、修学の熱意はあるが、経済的理由により修学困難な者に対し、学資を給付して学業を継続させることを目的とする。

2 前項の学資金を追手門学院大学私費外国人留学生奨学金(以下「奨学金」という。)といい、奨学金の給付を受ける者を奨学生という。

3 「私費外国人留学生」とは、出入国管理及び難民認定法に定める「留学」の在留資格を有する者で、国費外国人留学生及び外国政府の派遣する留学生以外の者をいう。

(資金)

第2条 前条の奨学金は、次の各号をもって資金とする。

- (1) 寄付金
- (2) 大学経常経費予算

(資格)

第3条 奨学生は、次の各号の条件を満たしている者でなければならない。

- (1) 人物、学業ともに良好であること。
- (2) 家計が学資支弁に困難であること。
- (3) 他団体の奨学金を受給していないこと。

(期間)

第4条 奨学金を給付する期間は、1年とする。ただし、次年度以降も申請することができる。

(金額及び給付)

第5条 奨学金の給付額は、毎年度の予算の範囲内で、委員会の議を経て理事長が決定する。

2 給付は、原則として春学期(大学院においては「前期」と読み替える。)、秋学期(大学院においては「後期」と読み替える。)の2期とする。

(申請)

第6条 奨学金の給付を受けようとする者は、所定の書類を国際交流教育センターを通じ

て、学長に提出しなければならない。

(採用)

第7条 奨学生の採用は、適格者について国際交流教育センター委員会がこれを決定する。

(異動)

第8条 奨学生が、次の各号の一に該当する事項が生じたときは、直ちに届け出なければならない。

- (1) 本人の氏名、住所その他重要な事項の変更
- (2) 休学又は退学

(停止又は廃止)

第9条 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、奨学金の給付を停止又は廃止する。

- (1) 修学の見込みがないとき。
- (2) 申請書及び提出書類に虚偽の記載を行い、給付を受けたとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 休学又は退学したとき。
- (5) 除籍になったとき。
- (6) 国際交流教育センター委員会が奨学生として不相当と認めたとき。
- (7) その他第3条に規定する奨学生としての資格を失ったとき。

(返還)

第10条 奨学生は、前条第2号、第5号及び第7号の事由が生じた場合、すでに受給した奨学金の全部又は一部を返還しなければならない。

(所管)

第11条 この規程の奨学金に関する事務は、国際交流教育センターにおいて行う。

(細則)

第12条 この規程の施行について必要な事項は、細則で定める。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、国際交流教育センター委員会の議を経て行う。

附 則

この規程は、1994年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1997年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、1999年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2000年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2002年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。